

豊中市児童相談所来所者の対象駐車場利用料金の
減額に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市児童相談所（以下「児童相談所」という。）に来所した者が児童相談所と同敷地内にある民間駐車場（以下「対象駐車場」という。）を利用する場合に、対象駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を減額することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により、利用料金の減額を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童相談所に車で来所して対象駐車場を利用する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定による通告を含む。）を受けた児童、同法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、同法第25条の8第1号又は少年法（昭和23年法律第168号）第6条の6第1項若しくは第18条第1項若しくは第2項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童の保護者その他の児童相談所に来所し、相談、指導等を受ける必要があるものとして市長が認めるもの

(2) その他市長が特別の理由があると認める者

(減額する額)

第3条 この要綱により減額する利用料金の額は、対象者が児童相談所において相談、指導等を受けることに要する駐車時間（以下「対象駐車時間」という。）に相当する利用料金の額のうち、1時間に相当する利用料金の額（対象時間が1時間に満たない場合は、当該対象時間に相当する利用料金の額）とする。

(手続)

第4条 対象者は、対象駐車場から出庫する前に、児童相談所の職員に対し、対象駐車場の駐車券を提示して、駐車料金の減額を申し込むものとする。

2 児童相談所の職員は、前項による駐車券の提示を受けたときは、駐車料金免除管理台帳(別記様式)に記録するとともに、当該駐車券について減額の処理を行うものとする。

3 対象者は、対象駐車場を出庫した後は、当該利用料金の減額を申し込むことができない。

(費用の負担)

第5条 市は、第3条の規定による利用料金の減額に係る費用について、負担しないものとする。

(施行細目)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

別記様式

駐車料金減額管理台帳

[illegible]